

砂川市広報紙広告掲載の取扱い基準

(趣旨)

第1条 この基準は、砂川市広報紙（以下「広報紙」という）の広告掲載に関し、砂川市広告物掲載の取扱いに関する基本要綱（平成18年訓令第5号。以下「要綱」という。）の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(広告の規格)

第2条 広告の大きさは、1件当たり縦45ミリメートル横87ミリメートル（以下「1号広告」という。）及び1件当たり縦45ミリメートル横175ミリメートル（以下「2号広告」という。）とする。

2 広告の刷り色は、スミ1色とする。

(広告の掲載枠数)

第3条 広告の掲載枠数は、1号広告単位で広報紙1号当たり4枠とする。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りではない。

(広告の掲載の申込み方法及び回数)

第4条 広告掲載希望者は、砂川市広告掲載申込書（要綱別記第1号様式）に、掲載しようとする広告の原稿を添えて提出しなければならない。

2 申込み締切りは、広報紙発行日の40日前までとする。

3 同一申込者が申込みする広告は、広報紙1号ごとに1件限りとする。連続して掲載を希望する場合は、1回につき広報紙6号までの任意の号数を申込みすることができるものとする。

4 申込みした広告掲載が終了した後、引き続き掲載を希望する場合は、新たな申込みを行うものとする。

5 広告掲載の申込みが前条に規定する枠数を超えたときは、要綱第8条の規定により決定する。

(広告料の額)

第5条 広告の掲載料は、1号広告1件当たり5,230円、2号広告1件当たり10,470円とする。

(広告の掲載の場所又は位置の指定)

第6条 広告を掲載する位置は、広報紙中のお知らせ欄記事下1段で、市長が指定した位置とする。

(その他)

第7条 この基準に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この基準は、平成20年5月21日から施行する。

この基準は、平成26年4月1日から施行する。

この基準は、令和元年10月1日から施行する。

この基準は、令和3年10月1日から施行する。